

利根町みんなのまち基本条例 構成図

前文	
第1章 総則	
第1条 目的	第2条 条例の位置付け
第3条 定義	
第2章 基本理念	
第4条 基本理念	
第3章 まちづくりの担い手	
第1節 町民	第3節 議会
第6条 町民の権利	第10条 議会の役割と責任
第7条 町民の役割と責務	第11条 議員の役割と責務
第2節 子ども	第4節 行政
第8条 子どものまちづくりへの参加	第9条 町長の役割と責務
	第12条 行政の役割と責任
	第13条 職員の役割と責務
第4章 情報共有	
第14条 情報共有	第15条 個人情報保護
第5章 参加と協働	
第1節 参加	
第16条 参加の機会	第18条 パブリックコメント
第17条 参加のための環境づくり	第20条 意見への対応
第19条 附属機関等への参加	第21条 住民投票
第2節 協働	
第30条 協働の推進	第32条 協働のための学習支援
第31条 目的の共有	第33条 協働におけるそれぞれの役割
第6章 町政運営	
第5条 男女共同参画の推進	第25条 財政運営
第22条 子育て・子育て及び教育の推進	第26条 行政評価
第23条 健康の推進	第27条 説明責任
第24条 総合振興計画	第28条 危機管理
第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力	
第29条 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力	
第8章 条例の見直し及び普及啓発	
第34条 条例の見直し	第35条 条例の普及啓発及び推進